

水道料金の改定に対する御意見の概要と市の考え方について

市では、令和8年10月から実施予定の水道料金等の改定について、令和8年4月8日（水）から28日（火）まで意見募集（パブリックコメント）を実施し、1件の御意見をいただきました。

御意見の概要とそれに対する市の考え方は以下の表のとおりです。

No.	意見・提言等の概要	提出された御意見等に対する市の考え方
1	<p>今後の水道料金の値上げは、仕方がないと思う。</p> <p>私は、毎月、基本水量である10 m³以内の使用量を心掛け、基本料金のみとなるようにしている。検針日が月によって異なると10 m³を超えてしまうことがあるので、当月の使用水量のお知らせ票に次回の検針日を表示するか又は毎月の検針日を一定にして欲しい。</p>	<p>水道料金の改定に対し、御理解をいただきありがとうございます。</p> <p>検針日については、大船渡市水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第6号）第12条の規定に基づき、「毎月4日から10日まで」としており、各水道メーターの検針日を毎月同日とする規定は設けておりません。</p> <p>これは検針業務が、気象条件、災害注意報・警報の発令、検針ルートの変更など、様々な要因で一定にすることが困難な場合があるためです。また、検針員が交代になった場合には、熟練度の違いから検針日が前月と異なる場合もあります。</p> <p>市としましては、水道使用者様の負担とならないよう、できるだけ一定の検針日に努めてまいりますが、前段の事情からそのとおりとならない場合があることを御理解いただきますようお願いいたします。</p>